

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 外

被告 九州電力株式会社、国

準備書面102

(被告国に対する訴訟物について)

2023(令和5)年4月14日

佐賀地方裁判所 民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 椛 島 敏 雅

弁護士 東 島 浩 幸

外

記

前回の口頭弁論期日において、裁判所より、原告らに対し、被告国に対する損害賠償請求の訴訟物について釈明がなされた。

この点について、回答すると、原告らの国に対する損害賠償請求の訴訟物は、国家賠償法1条と民法709条の選択的併合である。

以上